



平成25年(ワ)第12号間接強制申立事件

決 定

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

債 権 者	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
同 代 表 者 理 事	高 巖 英 弘
同 代 理 人 弁 護 士	長 野 浩 三

京都市右京区鳴滝音戸山1-7

債 務 者	株式会社らくらくクラブ
同代表者代表取締役	高 木 將 博
同 代 理 人 弁 護 士	鈴 木 治 一
同	掛 谷 弥 生

上記当事者間の京都地方裁判所平成20年(ワ)第3842号解約金条項使用差止請求事件の執行力のある判決正本に基づく債権者の間接強制申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、消費者との間で、らくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 債務者は、前項記載の内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 債務者は、その従業員らに対し、同債務者が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を破棄すべきことを指示せよ。

よ。

- 4 本決定の送達の日以降，債務者が第1項記載の義務に違反したときは，債務者は，債権者に対し，違反行為をした回数1回につき金10万円の割合による金員を支払え。
- 5 債務者が本決定の送達の日翌日までに第2項及び第3項記載の義務を履行しないときは，債務者は，債権者に対し，本決定送達の日翌々日から履行済みまで1日につき金1万円の割合による金員を支払え。

平成25年5月9日

京都地方裁判所第5民事部

裁判官 小 津 亮 太

これは正本である。

平成25年5月9日

同 庁

裁判所書記官 植 村 幸

